

産業廃棄物処分業許可証

住所 滋賀県東近江市五個荘小幡町68番地30

氏名 ソチダ開発株式会社
代表取締役 土田安子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造



許可の年月日 令和 2年 12月 8日

この写しは原本と相違ないことを証明致し

許可の有効年月日 令和 7年 8月 21日

且し、記名捺印(朱印)あるもののみ有効

ソチダ開発株式会社

1. 事業の範囲

処分業 (中間処理及び最終処分)

事業の区分: 中間処理 [破砕]

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/ゴムくず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上 8項目)

事業の区分: 中間処理 [圧縮]

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類/紙くず

(以上 2項目)

事業の区分: 中間処理 [選別]

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/ゴムくず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (以上 8項目)

事業の区分: 最終処分 [安定型埋立]

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類/ゴムくず/ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (石綿含有産業廃棄物を含む。)(以上 4項目)

2. 事業の用に供するすべての施設

「別紙のとおり」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 17年 8月 22日 新規許可
平成 27年 8月 22日 更新許可
令和 2年 8月 22日 処理施設の項目追加
令和 2年 8月 22日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

破砕施設

設置場所: 滋賀県近江八幡市長光寺町瓶淵山951番10

設置年月日: 平成17年7月29日

処理能力: 廃プラスチック類 35.3t/日、紙くず 17.1t/日、木くず 55.4t/日、繊維くず 12.1t/日、ゴムくず 52.4t/日、金属くず 113.9t/日、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 121.0t/日、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 149.2t/日

許可年月日: 平成17年5月30日

許可番号: 第50033号

破砕施設

設置場所: 滋賀県近江八幡市長光寺町瓶淵山951番10

設置年月日: 平成17年7月29日

処理能力: 木くず 135.0t/日

許可年月日: 平成17年3月30日

許可番号: 第50034号

破砕施設

設置場所: 滋賀県近江八幡市長光寺町瓶淵山951番10

設置年月日: 平成17年7月29日

処理能力: ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 19.8t/日

破砕施設

設置場所: 滋賀県近江八幡市長光寺町瓶淵山951番10

設置年月日: 平成17年7月29日

処理能力: 混合廃棄物 (廃プラスチック類/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず (廃蛍光灯に限る。) 3.5t/日

破砕施設

設置場所: 滋賀県東近江市五個荘奥町字東川原38番

設置年月日: 平成8年2月5日

処理能力: 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 1,040t/日

許可年月日: 平成13年2月1日

許可番号: 平成12年11月29日政令第493号による産業廃棄物処理施設 (がれき類) 破砕施設

圧縮施設

設置場所: 滋賀県近江八幡市長光寺町瓶淵山951番10

設置年月日: 平成17年7月29日

処理能力: 廃プラスチック類 22.5t/日、紙くず 27.0t/日

選別施設

設置場所: 滋賀県近江八幡市長光寺町瓶淵山951番10

設置年月日: 平成17年7月29日

処理能力: 混合廃棄物 (廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/ゴムくず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 104.0t/日

最終処分施設 (安定型)

設置場所: 滋賀県東近江市五個荘奥町字東川原38番、75番1、76番

設置年月日: 平成6年6月30日

埋立面積: 5,213㎡

埋立容積: 20,860m³

許可年月日: 平成5年2月8日

許可番号: 第10002号

最終処分場 (安定型 工作物の新築、改築又は除去に従って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物に限る。)

設置場所: 滋賀県東近江市瀬生堂町字平田327番79、327番80、327番81、327番82、327番83

設置年月日: 平成4年3月2日

埋立面積: 5,990㎡

埋立容積: 48,000m³

届出受理年月日: 平成4年3月2日

届出受理番号: 第454号